平成２３年（フ）第３３３９号
札幌市西区山の手４条７丁目１番39―105号
債務者　柴田　健一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５６号
札幌市東区北21条東20丁目１番18号　アクイール元町106号
債務者　高田　謙二
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７７号
函館市美原２丁目21番１号
債務者　竹田　崇明
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４１号
千葉県東金市東金1040番地　ＦＣ東金301
債務者　細川　研一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６２号
新潟県三条市大島545番地
債務者　西丸　浩子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第９３号
新潟県三条市嘉坪川１丁目10番14―６号、前住所新潟県燕市小高1075番地
債務者　吉田あゆみ（旧姓海藤）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第９５号
新潟県加茂市大字下条甲275番地　市営住宅109号、前住所新潟県五泉市羽下251番地
債務者　笹川　貴子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第９９号
新潟県燕市分水向陽６番37号、前住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1041番地10
債務者　中川　栄春（旧姓間）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第５３号
京都府舞鶴市溝尻中町11番地12
債務者　小野　　新
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第７２３号
川崎市宮前区平１丁目12番６号　黒沼アパート101
債務者　木下小百合
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
川崎市幸区河原町１　河原町団地６―120、住民票上の住所相模原市中央区田名1916番地11
債務者　越智　信行
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７４７号
川崎市高津区北見方２丁目13番10号　メゾン竹内第１―102
債務者　小暮みち子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５７号
川崎市川崎区日進町17番地２　スカイコート川崎第二305、前住所川崎市川崎区池上町９番７号　２Ｆ
債務者　村田　政昭
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６３号
川崎市宮前区東有馬４丁目18番44号　第３グリーンハイツウチダ202、前住所川崎市宮前区菅生ケ丘34番１―509号　アーバンハイツ菅生ヶ丘
債務者　嶋田　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６４号
川崎市中原区中丸子370番地10　並木方、前住所東京都大田区西六郷３丁目18番１号　ブルースカイハイツ302
債務者　永見　邦子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係